

第4回嬉野市議会臨時会議案

令和3年11月29日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
81	令和3年11月29日	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1
82	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	3
83	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
84	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	7

議案第 8 1 号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第 3 0 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 会計年度任用職員の期末手当の改定を次年度へ見送るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 4 令和3年12月に支給する期末手当について第15条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第25条第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成 18 年嬉野市
条例第 37 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 83 号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 40 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 4 号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 4 号）及び嬉野市一
般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9 年嬉野市条例第 1
5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づき、期末手当を改定するため、条例の一部を
改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の
一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に
改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、
「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、
同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分
の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成1
9年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、
「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
次のように改正する

第7条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「10
0分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令
和4年4月1日から施行する。

